

和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、和解することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 6 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

1 和解する相手方

市内在住者

2 事故の概要

令和5年11月21日午後1時40分頃、燕市小中川公民館敷地内において、同公民館の利用者が自動車を公民館入口脇の駐車場に停めようとした際、アクセルとブレーキを踏み間違えて、屋外に設置してあるユニット型トイレ、同公民館の外壁等および事故車両の一部が損傷したものを。

3 和解の内容

- (1) 市の過失はなく、相手方は市に対し、  
損害の賠償金1,571,258円を支払う。
- (2) 和解成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求及び訴の提起を行わない。